

# 山形町内の住宅、店舗、事務所等への 太陽光発電システム等設置に要する経費を補助します！ (太陽光発電システム補助率2/3、蓄電池システム補助率3/4)

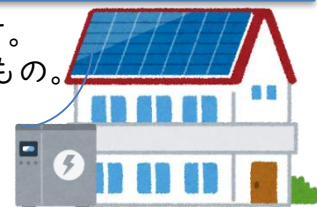
久慈市では山形町の脱炭素先行地域づくりを目指すとともに、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの地産地消及び地域経済の循環を促進するため、山形町内の住宅、店舗、事務所等に太陽光発電システム等設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助します。

## 補助を受けることができる方

- 市税を滞納していない方で、次のいずれかに該当する方。
- 山形町内に所在する施設等に自らが居住し、又は居住しようとする者であって、当該施設等に再エネ等設備の設置を予定している方。
  - 山形町内に事業の用に供する施設等（第一次産業及び第二次産業に関連する工場、畜舎等を除く。）を有し、当該施設等に再エネ等設備の設置を予定している方。

## 補助対象となる経費

- 次のいずれにも当てはまるものを設置するために必要な経費になります。
- 太陽光発電システムのみ、または蓄電池システムと合わせて設置するもの。
  - ※ 太陽光発電システムのみでの設置は条件付きで設置可能です。
  - 市内の施工業者等と工事請負契約等を締結して設置するもの。
  - 未使用品であるもの。
  - 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。
  - 発電電力量などの計測機器を導入し、CO2削減量の実績を把握できるもの。



## 補助金額

- 太陽光発電システム（補助率 2/3）  
補助対象経費の合計額に2/3を乗じて得た額（補助対象経費に上限あり）
  - 蓄電池システム（補助率 3/4）  
補助対象経費の合計額に3/4を乗じて得た額（補助対象経費に上限あり）
- ※ いずれも1,000円未満は切り捨て

## 申請方法等

- 必要書類は、市のHPからダウンロード願います。



([https://www.city.kuji.lg.jp/kurashi\\_tetsuzuki/kankyohozen/4/3068.html](https://www.city.kuji.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/kankyohozen/4/3068.html))

- 申請書類等の提出は、「港湾エネルギー推進課」又は山形総合支所「ふるさと振興課」にご持参願います。
- ※ 手続きの流れは裏面をご確認ください。事業の詳細については交付要綱をご覧ください。

## 補助事業の実施期間

- 令和5年度～令和9年度（予定）
- ※ ただし、各年度内に完了する事業が対象です。

## お問い合わせ

- 久慈市企業立地港湾部港湾エネルギー推進課  
〒028-8030 久慈市川崎町1-1 TEL 0194-52-2369 FAX 0194-52-3653
- 久慈市山形総合支所ふるさと振興課  
〒028-8602 久慈市山形町川井8-30-1 TEL 0194-75-2125 FAX 0194-72-2848

手続きの流れ

